

# 鎌倉市における体験入学

---

海外の学校（日本人学校や現地校）に就学している児童・生徒が、夏期休業等で一時帰国したときに短期間、日本の学校生活を経験したい場合に、体験入学先の学校との条件が合えば体験入学をすることができます。

体験入学は正式な就学ではありません。このため、学校との条件や状況等によりお断りする場合があります。

## 1 体験入学先の学校

滞在中の居住地の学区による指定小・中学校となります。体験先の学校は選べません。

## 2 体験入学期間

原則として1か月以内です。

## 3 就学（在学）の取扱い

正式な就学としては取り扱わないため、在籍とはなりません。

## 4 教科書について

教科書は、原則として個人で用意していただきます。

## 5 経費や学校生活について

- (1) 給食費・学習教材費等の必要な諸経費は、保護者の実費負担です。
- (2) 体験入学中のケガ等の治療費等についても、自己負担です。  
※ 旅行保険や個人保険等に加入されることをお勧めします。
- (3) 申込手続きをいただくことで給食を利用することが出来ます。ただし、食物アレルギー等がある場合は、給食利用できません。お弁当持参での受入れとなります。
- (4) 心臓検診未受検の場合は、水泳学習に参加ができない（見学のみ）等、健康診断の実施状況等により、一部の授業に参加ができない場合があります。

## 6 手続きについて

- (1) 帰国前に、体験入学を希望する学校（滞在中の居住地の学区にある小・中学校）に問い合わせ、必ず許可を得てください  
※ 日本に居住している親類等により、お問い合わせいただくことも可能です。
- (2) 言葉の問題、施設的な配慮等によって、受入ができない場合もありますので

事前に学校と十分な相談をお願いします。

- (3) 学校の許可が得られたら、児童生徒の帰国後、滞在中の保護者が教育委員会学務課で、体験入学の申込手続きを行ってください。

**【申込手續に当たり御用意いただくもの】**

ア 体験入学申込書

市ホームページからダウンロード可能です。

イ 児童・生徒のパスポート

顔写真や氏名等が記載されたページの写しを御用意ください。

ウ 保護証明書

鎌倉市での滞在先の方が、責任を持って児童生徒を保護することを証明する書類です。

市ホームページからダウンロードいただけます。

- (4) 学務課から「体験入学承諾書」を発行します。

- (5) 指定された学校に「体験入学承諾書（連絡票）」を提出し、体験入学の手続きをしてください。

**7 新型コロナウイルス感染症に関することについて**

地域や学校において感染が流行している場合等は、体験入学の受入を中止します。

新型コロナウイルスに感染した場合は、「発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」は受け入れできません。なお、発症から10日を経過するまではマスクの着用に御協力ください。